# 楢葉町地域防災計画原子力災害対策編修正概要

「楢葉町地域防災計画(原子力災害対策編)」は、平成26年6月に全面的に修正を行い、 東日本大震災の教訓とその後の法令改正等を反映させた。

今回の修正は、その後の原子力災害対策指針改正を始めとする各種対策を反映させること、また、福島県原子力防災訓練等により明らかとなった、PAZ、UPZの見直しに対応するものである。

# 1. 原子力災害対策指針の改正等への対応

今回の修正では、時点修正及び、前回の修正以降の、表に示すような原子力災害対策指針 改正、防災基本計画の改正とそれらに伴う県計画の修正への対応等を実施した。

年 月	関連計画の主な改正		
H30. 06	福島県地域防災計画 (原子力災害対策編) 素案に対する県民意見公募及び市町村 等意見照会の実施		
Н30. 01	原子力緊急事態等現地対応マニュアル(福島県) 一部改正		
H29. 07	原子力災害対策指針(全面改正) ●警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態において事業者に事態発生以降 の継続的な報告を要求 等		
H29. 03	原子力災害対策指針の改正 ●緊急時モニタリング関係の改正		
H28.03	原子力災害対策指針の部分改正		
H28.03	福島県原子力災害広域避難計画(第三版)		
H28.03	原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針(内閣府原子力防災担当)公表		
H28. 02	防災基本計画の修正 ●原子力災害時の医療体制の整備等、原子力災害対策指針の改正に伴う修正		
H28. 02	福島県緊急時モニタリング実施要領の改訂		
H28.01	原子力緊急事態等現地対応マニュアル(福島県) 一部改正		
H28. 01	オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会報告公表		
H27.08	原子力災害対策指針の全部改正		
H27.07	防災基本計画の修正 ●複合災害対策の強化 ●原子力災害対策指針の改正に伴う所要の修正		
H27.04	原子力災害対策指針補足参考資料「緊急時モニタリングについて」改訂		
H27. 04	原子力災害対策指針の全部改正		
	【福島第一原子力発電所関連】		

●「避難指示区域」と「避難指示区域でない区域」に区分した防護措置を実施

#### 【福島第二原子力発電所関連】

●第二原発に係る緊急時活動レベル(EAL)は他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされているが、重点区域内に避難指示区域が設定されている現状にあることから、避難指示区域における防護措置については第一原発と同様とする

### 【地域の実情に応じた防護措置】

●避難指示区域における防護措置は、第一・第二原発で同様とするが、避難指 示区域解除後における防護措置については、市町村の意向に配慮し実施する

# 【原子力災害対策重点区域外における防護措置】

●施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避等の防護措置を実施する

## 【放射性物質の放出後における防護措置の実施判断】

●放射性物質の放出後における避難等の防護措置の判断は、緊急時モニタリングによる実測結果により実施する

#### H27.03 防災基本計画の一部修正

●原子力防災体制の充実・強化に伴う修正

## 2. PAZ<sup>1</sup>、UPZ<sup>2</sup>の見直し

現行の「楢葉町地域防災計画(原子力災害対策編)」(平成26年6月修正)における、PAZ・UPZは以下のとおりである。

	福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
予防的防護措置を 準備する区域 (PAZ)	なし** ※町では、木戸川以北についてPAZ内と同等と考えて対処することとする。	木戸川以北の行政区
緊急時防護措置を 準備する区域 (UPZ)	町全域	PAZ以外の全域

「1.4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」より

これは、楢葉町原子力防災対策検討委員会(平成26年2月、委員長:松本哲男・東京都市 大工学部教授)の検討を踏まえ、以下のように定めたものである。

- 町民が理解しやすいよう、木戸川を境に町を南北2地区に区分。
- 町独自に予防的な避難の範囲を設定。⇒当時、国の指針に明記がなかった特定原子力施設について、「通常の原子力施設と一律にPAZ及びUPZの導入等を行うことは必ずしも適当ではないため、楢葉町として、木戸川以北の行政区について、町独自にPAZ内と同等の警戒態勢を敷いて対処する」とした。

しかし、この現行計画については、当町が住民避難訓練に参加した平成28年度福島県原子 力防災訓練への取組などから、次のような課題のあることが明らかとなった。

- 町役場がPAZ内に立地することから、役場機能の避難が必要となる。
- UPZ(木戸川以南)の町民は予防的避難を行わないことから、限られた人数の役場職員を避難先と町内の二手に分散させて災害対応に当たる必要が生じる。特に複合災害時は、町内で木戸川以南の住民に対する対応(避難所開設・運営管理など)を並行して行わねばならず、町役場の負担が非常に大きくなる。
- 防災行政無線などを用いた町民への情報伝達に際しても、複雑(わかりにくい)となる。

急速に進展する事故を考慮し、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域。

<sup>2</sup> UPZ(緊急防護措置を準備する区域、Urgent Protective action planning Zone)

確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた基準に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域である。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> PAZ (予防的防護措置を準備する区域、Precautionary Action Zone)

そのため、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について、楢葉町原子力施設 監視委員会<sup>注)</sup>に諮ったところ、原子力災害時の避難対応について、全町一律の対応とするこ とが望ましいとの委員会所見が示された。

本委員会としては、技術的な観点からは必ずしも原子力災害対策重点区域の設定が必要な状況ではないものの、より安全側に判断し、町における原子力災害対策重点区域は、当面のところ、福島第一・第二原子力発電所ともに、町内全域をPAZに設定するとすることを推奨しました。その理由として、以下が挙げられます。

- ・緊急時の対応はシンプルであるべき。福島第一・第二原子力発電所どちらに対しても同じ対応が良い。
- ・技術的な評価に基づくと、福島第一・第二原子力発電所ともに、現状ではPAZ に設定する必要が無いほど、大きな事故のリスクがほとんどない状況であり、これは国の指針でも示されている。しかし、万が一の際には、いち早く避難することが、住民の安全にとって一番の方策である。
- ・隣接市町村(富岡町)と合わせた対応とする。

ただし、福島第一原子力発電所におけるデブリ取り出し作業の開始、国の指針改定など状況が変化したときには、適宜計画を見直して対応する必要があります。

注)楢葉町原子力施設監視委員会は、楢葉町原子力防災対策検討委員会の提言を踏まえて、廃炉作業が進む中で最新の情報を取り入れ、万一の災害に備えることを目的に、 平成26年9月に設置された組織である。

そこで、今回の計画修正において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を、 次のようにすることとした。

表 原子力災害対策の重点区域と防護措置の方針

	福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所	
重点区域の	予防的防護措置を準備する区域		
区分	(町内全域 P A Z 内同等の防護措置を実施)		

